

平成27年9月16日

品川ブロック
ブロック長 支部長 各位一般社団法人東京都自動車整備振興会
品川支所
東京都品川区東大井1丁目12番17号
Tel (03) 3471-6931 Fax (03) 3471-6508
送信者 小澤 広一F A X 送 付 の ご 案 内

いつも格別のお引き立てにあずかり、厚く御礼申し上げます。別添書類をご送付いたします。ご査収のうえよろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

— 記 —

件名・ 前照灯試験機の対応について（情報）改正版

おはようございます。

昨日は失礼いたしました。本日標記の件について改正内容が届きましたので改めてご案内いたします。

別紙により当面の取り扱いとして、9月14日以降の前照灯検査の実施については、「すれ違い用前照灯の計測において、右側もしくは左側のみを計測した時点で前照灯試験機により不適合と表示された場合は、計測困難な自動車とみなして走行用前照灯を計測するものとする。」旨の連絡がありました。

また、今後のすれ違い用前照灯の検査方法について、検査法人として改めて検討し、一定の周知期間をもって別途通知されることとなっておりますことを申し添えます。

追伸・指定工場における対応はすれ違い用前照灯を検査する事となります。
今回の当面の取扱は適用されませんので拡大解釈されないようお気を付け下さい。

以上 よろしく願いいたします。

◆以上、本紙を含め3枚ご枚送付いたします。

業 務 連 絡
平成27年9月14日

自動車整備振興会
各 自動車整備商工組合 御中
道内整備協同組合

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
事 業 部

自動車検査法人におけるすれ違い用前照灯検査の対応について

前略、9月1日以降の自動車検査法人におけるすれ違い用前照灯の検査において不合格車が増加していることは業務連絡（平成27年9月9日付け）でお知らせしたとおりです。

この度、自動車検査法人より別添のとおり、9月14日から計測方法の変更に伴う当面の取扱について各検査部長宛に通知された旨の情報提供がありましたので、取り急ぎお知らせします。

つきましては、自動車検査法人における下記の当面の取扱及び今後のすれ違い用前照灯の計測方法について自動車検査法人で改めて検討されますことを、貴会会員事業者にも周知方よろしくお願い致します。

なお、軽自動車検査協会においても9月14日以降のすれ違い用前照灯の検査方法については、自動車検査法人と同様の検査方法を行うとの情報提供がありましたので、詳細等わかり次第ご連絡します。

また、本件につきましては改めて貴会専務理事宛お知らせするとともに、別添資料については振興会、商工組合限りの取扱として頂きますようお願い致します。

草々

記

【平成27年9月14日からの自動車検査法人の当面の取扱】

すれ違い用前照灯の計測において、右側もしくは左側のみを計測した時点で不適合と判定した場合は、計測困難な自動車とみなして走行用前照灯を計測するものとする。

この場合において、走行用前照灯を計測し不適合となり再検査で再度計測する場合は、すれ違い用前照灯又は走行用前照灯のいずれの方法で計測しても差し支えない。

以上

（本件に関する問い合わせ 事業部 志村、加瀬）

別 添

自 業 業 第 6 7 号
平成 2 7 年 9 月 1 1 日

各検査部長 殿
各事務所長 殿

自動車検査独立行政法人
業務部長

すれ違い用前照灯の計測方法の変更に伴う当面の取扱いについて

前照灯等の光度及び照射光線の向きの審査は、審査事務規程第 6 7 次改正に基づき、平成 2 7 年 9 月 1 日以降、原則すれ違い用前照灯の計測方法により計測をしているところであるが、計測困難な自動車の判定に際して、各検査コースにおける前照灯試験機がすれ違い用前照灯に適切に対応できない場合があることが判明しているところです。

その対応として、平成 2 7 年 9 月 1 0 日に「すれ違い用前照灯に係る計測方法の改善に係る対応策について（第 1 報）」を発出し、これまでに個別で指示していた事項を含めて整理を行なったところです。

今回、更なる対応といたしまして平成 2 7 年 9 月 1 4 日から当面の取扱いとして、下記のとおり取扱うことといたしましたので、検査職員に対し周知徹底をお願いいたします。

なお、本部においては、すれ違い用前照灯の計測方法について改めて検討しているところであり、最終的な対応については、一定の周知期間をもって、別途通知する予定である旨申し添えます。

記

すれ違い用前照灯の計測において、右側もしくは左側のみを計測した時点で不適合と判定した場合は、計測困難な自動車とみなして走行用前照灯を計測するものとする。

この場合において、走行用前照灯を計測し不適合となり再検査で再度計測する場合は、すれ違い用前照灯又は走行用前照灯のいずれの方法で計測しても差し支えない。